コンプライアンス規則

（目的）

第１条　この規則は、宮城県障がい者カヌー協会（以下「協会」という。）の倫理規則の理念に則り、協会に適用又は適用の可能性のある法令、協会の規約又は内部規則の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

（基本方針）

第２条　協会の役員は、法令、規約及び内部規則の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先とする。

（担当）

第３条　協会のコンプライアンスに関する組織等として次のものを置く。

（１） コンプライアンス担当役員

（コンプライアンス担当役員の職務）

第４条コンプライアンス担当役員（以下「担当役員」という。）は、常務役員とする。

２．担当役員は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

３．担当役員の役割及び権限は次のとおりとする。

（１）コンプライアンス施策実施の最終責任者

（２）コンプライアンス違反事例対応の統括責任者

（報告及び連絡）

第５条　役員及び会員は、コンプライアンス違反行為又はそれに類する行為を発見した場合は、速やかに担当役員に報告する。

２．担当役員は、前項の報告でコンプライアンス違反行為又はそれに類する行為について知りえた場合は、直ちに会長に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、会長の承認を受けて、当該事象に対応する。

３．役員及び会員は、緊急事態等の事由により、担当役員を経由することができない報告について、第１項にかかわらず会長に直接報告することができる。

附則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。